５月 27 日付け　専門委員長コメント

北海道もようやく長い期間の非常事態宣言が解除されました。これから段階的に学校生活が再開されていくと思いますが、剣道に関しては全日本剣道連盟から出されているように当面、対人稽古は自粛の要請となっています。合わせて道教委から出されている注意事項等を守りながら当面は出来る範囲での稽古となりますが、この厳しい時を乗り越えて共に頑張っていきましょう。

対人稽古再開の目処等新しい情報が入り次第お知らせをしていきたいと思います。

参考資料

１．対人稽古自粛継続のお願い（全剣連）（５／１９）
２．稽古再開の今後の予定（全剣連）（５／２５）
３．新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（５月 21 日時点）（北海道教育庁）（抜粋）
４．学校再開に伴う部活動の実施について（北海道教育庁）（４／７）（抜粋）

１．対人稽古自粛継続のお願い（全剣連）（５／１９）

政府は、39 県について新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」を解除しました。剣道人の皆様、特に感染者が少ない地域の皆様におかれては、これを機に、対人稽古の再開を考えている方もおられるかと存じます。

しかしながら、全日本剣道連盟（以下「全剣連」）としては、引き続き、すべての都道府県において、対人稽古の自粛をお願い申し上げます。

政府は、上記の通り緊急事態宣言を多くの地域で解除しましたが、解除された地域においても「新しい生活様式」の徹底、継続を呼び掛けています。

また、新しい生活様式の中では、「３密（密閉、密集、密接）の回避」を求めています。

剣道は、残念ながら「３密」に該当する可能性が高い武道です。そして新型コロナウイルスの感染源となりうる口からの飛沫飛散が非常に多いことも事実です。実際、剣道の稽古を通じて多くの人が新型コロナウイルス感染症に感染した事例もあります。全剣連としては、剣道が感染クラスターにならないように全力で取り組みたいと考えます。このため、上記の通り引き続き「対人稽古の自粛」をお願いするものです。

一方、全剣連は、８月以降の審査会、大会を予定通り実施していく計画ですが、それに先立って、対人稽古自粛勧告を解除し、対人稽古の再開を検討しているところです。

しかし、対人稽古の自粛勧告解除に当たっては、剣道の対人稽古による感染リスクを大きく低下させる必要があります。全剣連は、全日本武道具協同組合殿と共同で、科学的データに裏付けられた感染を防御する可能性の高い用具の開発、あるいは既存用具の改良等を行っているところです。これらについて、一定の成果が得られれば、対人稽古の自粛勧告解除を行う予定です。全剣連としてはできるだけ早く皆様にお知らせできるよう努力してまいりますので、今しばらく、対人稽古の自粛を継続して頂けますようお願い申し上げます。

２．稽古再開の今後の予定（全剣連）（５／２５）

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、これまで対人稽古の自粛をお願いしてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症問題が続く中、自粛要請も２か月に及んでいます。

しかしながら、剣道は日頃の鍛錬・稽古が重要であることから、全剣連としても適切な時期での再開を検討しており、再開条件の一つとして感染（飛沫の飛散）を防止する用具の開発等に努めておりましたところ、これら用具による実効性について、10 日程度で医科学的見地からの結論が得られる見込みとなりました。

全剣連は、医科学的見地からの結論を確認してから、稽古再開の時期の目処及び稽古再開に当たってのガイドライン並びに今後の大会や審査会の方針について連絡しますので、ご承知おきください。

３．新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａの送付について（５月 21 日時点）（北海道教育庁）（抜粋）【部活動に関すること】

問５０ 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

○ 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、３月２４日の通知で示した事項※を着実に実施するとともに、以下の事項について、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等においても着実な取組を行うことが必要と考えます。

・ 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。

・ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。

・ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
・ 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
・ 活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。
○ なお、感染拡大防止等の観点から、臨時休業を行う学校においては、従前通り、部活動は自粛すべきものと考えます。
※「令和２年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」（令和２年３月２４日文部科学事務次官通知）抜粋
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html
４．部活動に関すること
部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、３月９日の専門家会議で示されている３つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。
生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

問５１ 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。
○ 全国的なスポーツ・文化イベントについては、文部科学省としては、専門家会議の見解を踏まえ、３月２０日及び５月４日の事務連絡において各種イベントの取扱いを示したところです。この趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村の教育委員会においては、感染の拡大防止の観点から、部活動の地方大会の概要（競技種目、開催日程、開催場所、参加校数や人数など）を把握するとともに、地域の感染状況等を踏まえ、大会規模に応じ大会の主催者に対して、感染リスクへの対応が整わない場合は、引き続き慎重な対応が求められることを周知徹底するようお願いします。
○ 学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断するようお願いします。仮に、大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣

室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じることが必要と考えます。
また、対外試合や校外での合宿等についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることが必要と考えます。

４．学校再開に伴う部活動の実施について（北海道教育庁）（４／７）（抜粋）

運動の特性に応じた留意事項

・対人で密着した状態で行う練習は避けること

・一人で行う練習方法を工夫すること

※当該種目に必要な体力を高める運動、素振り等の攻防に必要な動きを高める運動、ゴムチューブやダミー人形などを用いた打ち込み練習等、礼法の練習、ICT 機器を活用した技術理解を深める練習など

共通の留意事項

【活動前】

・指導者は、生徒の健康観察等を行うとともに、体調の優れない生徒は参加させないこと

・更衣室は、時間差で使用するなど、狭い空間での接触は避けること

【活動中】

・指導者は、生徒から距離をとって指導するとともに、簡潔な指示となるよう工夫をすること

・長時間の活動は避けること

・準備運動や整理運動はペア等では行わず、一人で行うこと

・集団でのランニング等は避けること

・大きなかけ声などの活動等は避けること

・練習中、順番を待つ際は、互いに距離をとること

・活動場所が狭く、順番待ち等で密集した状態が起こる場合は、時間をずらして一度に活動する人数を減らすなどの工夫をすること

・複数人が使用する器具等については、定期的に消毒すること

・水分補給のためのボトルなどは個人で用意し、回し飲みはしないこと

・活動場所の喚気をこまめに行うこと

【活動後】

・互いに接近したミーティング等は避けること

・ボール等の使用後の定期的な手洗いを徹底すること

【その他】

・水飲み場の衛生管理に努めること
・マスクの着用が可能な練習メニューでは着用を推奨すること
・マスクの着用がない場合にはタオル等を準備し、咳エチケットの徹底を図ること

以上